



職員の地域社会貢献活動の応援制度を充実します！

(「農家の農産物の生産活動」を明確に許可対象とするのは都道府県レベルで初)

県では、職員が、「学びと自治の実践者」として、地域に飛び出し、地域や社会に貢献する活動へ積極的に参加するとともに、活動から得た「学び」を県政に活かすため、平成30年9月から、「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」を運用し、現在29名が自らのスキルを活かして活躍しています。

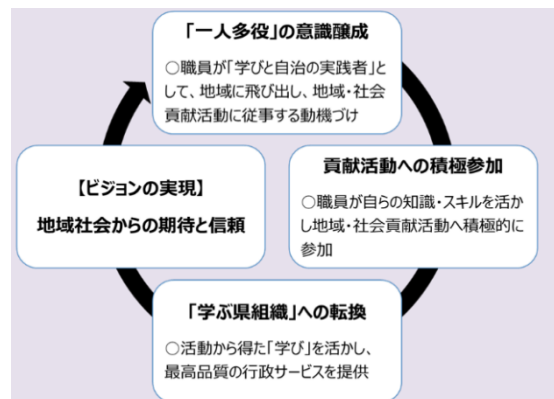
今回、営利企業への従事許可(副業)が可能な範囲を明確にすることで、職員の地域社会貢献活動参加の環境整備を積極的に進めます。

□ 現行制度の概要

対象活動	○報酬を得て行う、 <u>公益性の高い社会的な貢献活動</u> ○活動従事により、社会貢献や職員の能力向上、行政サービスの品質向上が期待されるもの
許可要件	○勤務時間外、休日等に活動すること ○活動団体との間に特別な利害関係が生じるおそれがないこと ○営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動等でないこと ○報酬額は、社会貢献活動として許容できる範囲内であること

【活動例・許可実績】

スキーインストラクター、学校部活動で技術指導、音楽活動による長野県魅力発信、中山間耕作地維持活動、通訳ガイド、日本語教室の日本語指導 等
累計許可件数 76件 現在29名の職員が活動中



現行制度の課題

従事希望先が営利企業の場合、公益性の判断が難しく、職員が活動参加に躊躇してしまう。



営利企業への従事が可能な範囲を明確化

□ 今回の変更点

- 1 公益性の判断の明確化
 - 営利企業であっても、その活動が副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与すること
 - 従事者数が不足しており、社会的な需要が高いこと(民間の就業を阻害しないこと)
- 2 想定される活動例を典型的に明示
- 3 心身の著しい疲労により職務遂行に影響を与えないため従事可能時間の上限を設定
時間制限：週8時間又は1か月30時間以内、また、1日3時間以内(平日勤務時間外)

□ スケジュール

令和4年4月1日からスタート

想定される活動例の類型

1 国土保全、景観維持、生態系保全や地域の伝統文化継承

地域で取り組んでいる農産物（りんご、ぶどう、高原野菜等）の生産活動や集落営農組織における農地保全活動等

2 交流人口の増加、農山村活性化

農村体験のための収穫体験ツアー等の企画運営等

3 文化スポーツ普及促進、健康の維持増進

スキー、スノーボードのインストラクター等

4 ソーシャルビジネスによる新しい社会的価値の創造等

SDG s に取り組む企業が地域と連携して行う地域課題解決に資する事業の企画運営等

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部コンプライアンス・行政経営課

(課長) 村井昌久 (担当) 小林浩行・大日方明実

電話 026-235-7029 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2555

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp